

鹿屋市役所売店運営事業者公募実施要領

1 内容

鹿屋市役所本庁舎地下1階において、職員の福利厚生を増進を図るため、鹿屋市職員厚生会（以下「厚生会」という。）が提示する下記の条件の下、継続してサービスの提供が可能な売店運営事業者（以下「運営事業者」という。）を募集するもの

2 資格要件

- (1) 鹿屋市内に主たる事務所、営業所、出張所、事業所を有する法人であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 関係法令に基づく営業に必要な許可、資格等を有していること、又は契約締結時までに許可等を確実に取得できる見込みがあること。
- (4) 会社更生法に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団ではなく、かつ、その役員が鹿児島県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (6) 納期の到来している市税、都道府県税、所得税、法人税及び消費税の未納がないこと。

3 運営の内容

- (1) 場 所：鹿屋市役所地下1階（鹿屋市共栄町20番1号）
- (2) 面 積：32.6㎡
- (3) 期 間：契約日から令和9年3月31日まで

※ ただし、令和9年4月1日以後の契約に関して、更新を希望する場合は、厚生会が運営事業者と協議し、使用状況、実績等を勘案した上で、引き続き使用を許可することが適当と判断した場合は、1年度単位で更新できるものとする。

更新を希望しない場合は、契約期間満了の3か月前までに、書面にて意思表示をすること。

- (4) 営業日等：開庁日の午前8時15分から午後5時30分まで

（土・日、国民の祝日及び休日、12月29日～翌年1月3日の開庁日を除く日）

※ ただし、営業日及び営業時間は、申出（自然災害、従業員の急病等）に基づき、厚生会が承認する場合に限り変更することができるものとする。

※ 原則、開庁日・開庁時間以外は、庁舎内への立ち入りはできない。

4 経費の負担

(1) 建物の使用料

厚生会が定めるところによる（参考：令和8年度 年間約43,000円）

(2) その他の経費

店舗の設置等に関する経費のほか、使用した光熱水費、通信費、衛生管理費、修繕費、廃棄物処理費など、売店の運営に係る一切の経費は、運営事業者の負担とする。

（営業に必要な機器類等の搬入・設置、改装・改修等を行うときは、事前に厚生会と協議の上、承認を得るものとし、耐震固定、転倒防止等の安全対策を行うこと。）

5 取扱商品

区分	商品等
必須商品	・食料品（お弁当・パン等） ・飲料 ※缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とし、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、ジュース類を含むこと。
推奨商品	・切手、はがき、印紙 （請求書払い（後払い）に対応すること） ・香典袋、祝儀袋等の慶弔用品 ・衛生用品（マスク、生理用品等）
禁止商品	・アルコール類 ・鹿児島県青少年保護育成条例の規定に抵触する図書類等
その他	・その他運営事業者が提案する商品等

（その他のサービス等）

- 鹿屋市及び厚生会等が公用で商品を購入する場合、請求書払い（後払い）ができること。
- 厚生会から取扱商品の追加依頼があった場合には、売店の運営に支障のない範囲において協力すること。
- その他禁止商品に該当しない範囲で取り扱う商品（チケット販売、医薬品等）や提供するサービス（電子マネー対応）については、厚生会と協議の上、決定すること。

6 条件等

(1) 運営事業者は、使用物件を売店の営業以外の用途に供してはならない。

また、使用に当たっては、関係法令等を遵守すること。

(2) 運営事業者は、使用物件（厚生会が売店内に設置した売台等の店舗什器、間仕切壁その他を含む。）を善良な管理者の注意をもって、使用及び維持保全

しなければならない。

- (3) 運営事業者は、使用に基づく権利の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は営業を委託し若しくは名義貸し等を行うことはできない。
- (4) 運営事業者の責に帰すべき事由により、鹿屋市、厚生会及び第三者に損害を与えた場合は、全て運営事業者の負担と責任で賠償すること。
- (5) 運営事業者は、厚生会から借用した鍵により開錠及び施錠を行うこととし、鍵は、厚生会と運営事業者が各 1 個保管する。
- (6) 運営事業者は使用物件に係る防犯対策を自ら行うこと。なお、鹿屋市又は厚生会の責めによることが明らかな場合を除き、盗難事故や破損事故等に関しては、鹿屋市及び厚生会は一切の責任を負わないこと。
- (7) 仕入れ商品については、安全性等信頼できる業者から仕入れるとともに、販売商品の瑕疵については、運営事業者が全て責任を負うこと。また、商品の安全管理には十分配慮するとともに、取扱商品については適温管理を行い鮮度・品質保持に努め、消費期限等を厳守すること。
- (8) 運営事業者は、店舗責任者を 1 名配置するものとする。売店運営に関する問合せ、苦情等については、運営事業者の責任において対応すること。特に、苦情及び運営に関して生じた法に関わる問題等については、速やかに厚生会に報告の上、運営事業者の責任と費用において対処すること。

7 公募の概要

(1) 応募期間

令和 8 年 7 月 1 日(水)から令和 8 年 8 月 10 日(月)まで

(2) 提出書類

- ・ 鹿屋市役所売店運営事業者公募参加申込書（様式 1）
 - 【付表 1】会社経歴書（様式 2）
 - 【付表 2】売店等営業の実績（様式 3）
- ・ 鹿屋市役所売店運営業務提案書（様式 4）
- ・ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）〔発行後 3 か月以内のもの〕
- ・ （本店が鹿屋市外にある場合）鹿屋市内の事務所、営業所等の所在地を確認できる書類（賃貸借契約書等）の写し
- ・ 納税証明書（国税の未納の税額がないことの証明）〔発行後 3 か月以内のもの〕
- ・ 納税証明書（都道府県税の未納の税額がないことの証明）〔発行後 3 か月以内のもの〕
- ・ 納税証明書（市町村税の未納の税額がないことの証明）〔発行後 3 か月以内のもの〕
- ・ 決算書（財務諸表）の写し〔直近 5 年分〕
 - ※法人設立後 5 年以内の場合は、設立後から直近までの分

- ・営業に必要な許可・届出等（食品衛生法等に基づくものを含む）及び有資格者を証する書類の写し
 - ・誓約書（様式5）
 - ・（フランチャイズ方式で参加する場合）フランチャイズ本部との責任分担とフランチャイズ本部のサポート体制を明確に示した文書等の写し
- ※申込書その他公募に関する資料は、鹿屋市公式ホームページからダウンロードすること（厚生会事務局窓口での配布は行わない）。

(3) 提出方法

持参又は郵送

(4) 提出期間

令和8年7月1日(水)から令和8年8月10日(月)まで

※午前8時30分から午後5時15分まで

（土日、祝日及び正午から午後1時までの時間を除く。）

(5) 提出された書類の取扱いについて

- ・応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- ・提出された書類は、審査結果にかかわらず返還しない。

8 選定・審査方法等

(1) 審査・選定方法

ア 厚生会が設置する「鹿屋市役所売店選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が、運営事業者の選定を行う。

イ 選定での審査過程は非公開とし、審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

ウ 審査は、提出された書類及び売店運営業務提案書について、書類審査及び選定委員会が定める審査評価項目に基づく審査とする。なお、提出のあった書類内容の確認が必要な場合は、ヒアリングを実施する。

エ 提案者が1者のみの場合でも、審査を行う。運営事業者候補として選定されなかった場合や提案者がいない場合には、本募集を中止する。

オ 8(2)の審査の視点・項目ごとに評定を行い、応募者ごとの評点を比較し、評点が最も高い応募者を運営事業者候補として選定する。

カ 評点が同点の場合は、「提案内容（商品・サービス等）」の評点が高い応募者を上位とする。なお、それでも同点の場合は選定委員会の協議により決定する。

(失格要件)

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・提出期限までに提出書類が提出されない場合

- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・審査に必要な事項について、厚生会が求める説明・ヒアリングに応じない場合
- ・本要領に定める資格要件を満たさないことが判明した場合

(2) 審査の視点・項目

No.	評価の視点・項目	配点
1	実績・経営状況	20点
2	運営体制	20点
3	提案内容（商品・サービス等）	30点
4	取組姿勢・意欲	30点
合計		100点

9 公募に関するスケジュール

鹿屋市ホームページで公開	令和8年6月29日(月)
公募の開始	令和8年7月1日(水)
現地確認（希望者のみ）	公募開始日から令和8年8月3日(月)まで
提出期限（公募期限）	令和8年8月10日(月)
選定結果の通知	令和8年8月下旬
開店準備	令和8年9月
売店オープン	令和8年10月(予定)

10 質問の受付及び回答

- ・実施要領等に係る質問については、令和8年7月31日(金)17時までに質問書に質問内容を記載し、電子メールで送信すること（送信後、電話にて受信確認を行うこと。）。
- ・なお、質問に対する回答については、電子メールにて送信し、その内容を鹿屋市ホームページに掲載する。

11 問合せ・提出先

鹿屋市職員厚生会事務局（鹿屋市役所本庁舎3階）※総務部総務課内

住 所：鹿屋市共栄町20番1号

電 話：0994-31-1127

F a x：0994-42-2001

メール：kouseikai@city.kanoya.lg.jp